

# 電気供給約款 (低圧)

## 別紙 I (料金表)

### 《お得ポイント季特別プラン》

宮崎電力 株式会社

令和 3 年 4 月 26 日改訂

## 1. 適用範囲

九州電力株式会社の季時別電灯契約より当該プランに変更していただく場合にのみ適用いたします。

ただし、九州電力株式会社が提供する 8 時間通電機器割引及び、5 時間通電機器割引は、本プランでは適用外とします。

## 2. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

## 3. 契約容量

契約容量は、送配電事業者の託送約款の定めにより算定された値といたします。

## 4. 季節区分、休日平日区分および時間帯区分

(1) 季節区分は、次のとおりといたします。

イ 夏季

毎年7月1日から9月 30 日までの期間をいいます。

ロ その他季

毎年 10 月1日から翌年の6月 30 日までの期間をいいます。

(2) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ デイタイム

毎日午前 10 時から午後5時までの時間をいいます。

ロ リビングタイム

毎日午前8時から午前 10 時までの時間および毎日午後5時から午後 10 時までの時間をいいます。

ハ ナイトタイム

毎日午前0時から午前8時までおよび午後 10 時から翌日の午前0時までの時間をいいます。

## 5. 料金

料金は、基本料金、電力量料金および電気供給約款(低圧)別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。また、電力量料金は、電気供給約款(低圧)別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合は、電気供給約款(低圧)別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、電気供給約款(低圧)別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合は、電気供給約款(低圧)別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、電気供給約款(低

圧)別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、電気供給約款(低圧)別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、電気供給約款(低圧)別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、電気供給約款(低圧)別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。

(1) 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

イ 契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合

|        |           |
|--------|-----------|
| 1契約につき | 1,210円00銭 |
|--------|-----------|

ロ 契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合

|                        |           |
|------------------------|-----------|
| 1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで | 1,650円00銭 |
| 上記をこえる1キロボルトアンペアにつき    | 297円00銭   |

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ デイタイム

デイタイムの使用電力量のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比で按分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。また、計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され、遠隔操作での検針(以下「遠隔検針」といいます。)により確認できる場合は、その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。

|            | 夏季料金   | その他季料金 |
|------------|--------|--------|
| 1キロワット時につき | 34円77銭 | 28円91銭 |

ロ リビングタイム

|            |        |
|------------|--------|
| 1キロワット時につき | 23円23銭 |
|------------|--------|

ハ ナイトタイム

|            |        |
|------------|--------|
| 1キロワット時につき | 11円88銭 |
|------------|--------|

(3) 最低月額料金

(1) および(2)によって算定された基本料金と電力量料金との合計金額が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および電気供給約款(低圧)別表1(.再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

|        |            |
|--------|------------|
| 1契約につき | 446 円 79 銭 |
|--------|------------|

6. その他

本別紙に定めのない事項については、Tポイント付与サービス提供条件書および、電気供給約款(低圧)によるものといたします。

7. この料金表の実施日

この料金表は、令和3年4月26日から実施いたします。